特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	介護保険関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東神楽町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	東神楽町では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、広域連合が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。 介護保険関係事務では事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、契約書において個人情報取扱特記事項を付している。

評価実施機関名

北海道東神楽町長

公表日

平成28年7月22日

［平成26年4月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	東神楽町が行う介護保険について、介護保険法及び大雪地区広域連合介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護（要支援）認定等及び保険給付等を行う事務である。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者に係る申請及び届出等に関する事務 ②被保険者の資格に関する事務 ③被保険者証又は認定証の交付・再交付に関する事務 ④要介護（要支援）認定に関する事務 ⑤保険料の賦課・徴収に関する事務 ⑥保険給付に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
介護保険関係情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一項番68

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条7号、別表第二　項番1,2,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117 （情報照会の根拠）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東神楽町健康ふくし課
②所属長	健康ふくし課長　佐藤真弘

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東神楽町（総務課）　東神楽町南1条西1丁目3番2号　0166-83-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東神楽町（総務課）　東神楽町南1条西1丁目3番2号　0166-83-2111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月22日	所属長	健康ふくし課長　佐伯　肇	健康ふくし課長　佐藤真弘	事後	